（生活保護法施行規則の一部改正）

第七条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第十一条　障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に改める。

告　示

○厚生労働省告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表を次のように改める。

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

1　訪問介護費

イ　身体介護が中心である場合

⑴　所要時間20分未満の場合　170単位

⑵　所要時間20分以上30分未満の場合　254単位

⑶　所要時間30分以上１時間未満の場合　402単位

⑷　所要時間１時間以上の場合　584単位に所要時間１時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ　生活援助が中心である場合

⑴　所要時間20分以上45分未満の場合　190単位

⑵　所要時間45分以上の場合　235単位

ハ　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合　100単位

注１　利用者に対して、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第４条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第１項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

２　イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）、早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）若しくは深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に行われる場合又は別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、イ⑴の所定単位数を算定する。

３　ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

４　ハについては、利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助（以下「通院等乗降介助」という。）を行った場合に１回につき所定単位数を算定する。

５　身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（イ⑴の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに70単位（210単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

６　別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定訪問介護事業所（平成25年３月31日までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所を除く。）において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。